

事務連絡
平成 31 年 3 月 8 日

指定共同生活援助事業所 管理者 様
指定障害者支援施設 施設長 様
指定福祉型障害児入所施設 施設長 様
(指定都市・中核市を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
障害福祉課

重度障害者支援加算及び強度行動障害児特別支援加算の経過措置の終了について

日頃から本県の障害福祉施策の推進に格段の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 27 年度報酬改定により、重度障害者支援加算及び強度行動障害児特別支援加算（以下「重度障害者支援加算等」という。）については、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」・「行動援護従事者養成研修」・「重度訪問介護従事者養成研修行動支援過程」及び「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」（以下「強度行動障害支援者養成研修等」という。）の修了者の配置が算定要件とされたところですが、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設においては、当該研修を修了していない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については、加算の対象とする経過措置が設けられておりました。

この度、当該経過措置については、予定どおり、**平成 31 年 3 月 31 日をもって終了**となりますので、ご留意いただきますよう、よろしく願いいたします。

重度障害者支援加算等に係る変更点

(指定共同生活援助事業所・指定障害者支援施設・指定福祉型障害児入所施設に限る。)

平成 31 年 3 月 31 日まで	平成 31 年 4 月～
強度行動障害支援者養成研修等の修了者を配置していない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合は、加算の対象とする。	強度行動障害支援者養成研修等の修了者を配置しなければ、加算を算定できない。

問合せ先

事業支援グループ

小西、中島

電話 045-210-4732 (直)

ファクシミリ 045-201-2051

施設指導グループ

小谷、佐藤、長澤

電話 045-210-4724 (直)